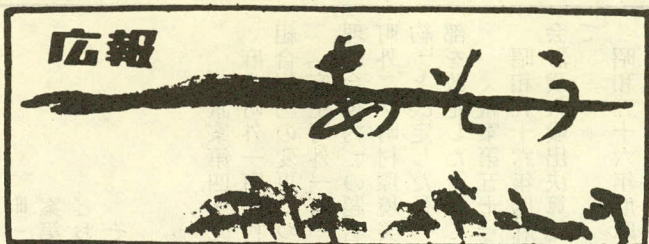


〈人口〉		前月比
男	8,940人	+11人
女	9,160人	+5人
計	18,100人	+16人
世帯数	4,199世帯	+19世帯



麻生町役場蔵刷
麻生町1561-9
電話 0811 20811
麻小生沼幸印
所人
行所
発所
行所
印所

一月のメモ

- 6日 消防初出式
- 10日 青少年相談員協議会
- 15日 麻生町成人式
- 17日 民生委員協議会
- 19日 農業委員会総会
- 20日 臨時町議会
- 25日 教育委員会
- 31日 町民税第四期分納期限
- 会議 水田利用再編対策推進



総合的な麻生町の 建設を目指して

麻生町長

小沼 幸蔵

謹んで新春のお祝詞を申し上げます。

昭和五十八年の新春を迎え、皆様のご健勝を心からお祝い申し上げますとともに、平素から、町政に対するご理解とご協力に対し深く感謝申し上げます。

今日、我が国は、国の内外において、世界的な時代変化

政危機は、依然として深刻であります。麻生町でも、このような現下の厳しい社会経済情勢及び財政状況に対応しながら、全町民の求めているものをじゅうぶんにとらえ、地域住民の生活に密着した行政の運営に努力する所存であります。昨年は、大和一小プール、大和二小屋内運動場、太田幼稚園の建設など、教育施設の整備、充実を図り、さらには都市公園の整備、簡易水道事業、町営住宅の新築、国民宿舎白帆荘の改修・町道・農道河川の改修・整備、福祉対策農業政策などにも積極的に取り組み、水田利用再編対策事業についても、目標面積を達成することが出来ました。これも、ひとえに皆様方のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

新しい年を迎え、抱負の一端を申し述べましたが、厳しい社会情勢のなかで、大きな試験の年を迎えております。重ねて町民の皆様方への町政に対する温かいご協力をお願いするとともに、ご健康とご繁栄を心からお祈りいたします。

地域住民の要望に 応えるべく努力を

麻生町議会議員

永峰 仙太郎

明けましておめでとうござい

います。輝かしい希望に満ちた昭和五十八年の新春を迎え皆様のご清福とご繁栄を心からお祝い申し上げますとともに、平素の町政・町議会に対するご指導ご協力に深く感謝申し上げます。

今日、我が国の社会、経済を取り巻く諸情勢には、極めて厳しいものがあります。

町民の求める施策を的確にとらえて町政に反映させんと誠心誠意努力を傾注することのできましたことは、ひとえに皆様方の温かいご指導、ごべんたつたたまものと敬意を表するものであります。

新しい昭和五十八年を迎え、私たちが議員一同、決意を新たに、意欲をもって皆様のご要望に対応した住みよい豊かな生活環境づくりをはじめ、福祉の向上、心豊かな教育、文化の振興、活力ある農家の育成、中小企業の振興に取り組み、新しい町づくりに寄与する覚悟でございます。

行政改革の声の高い現状の中で、地方自治確立への努力は容易でないものがあり、また、高度な成長社会における地域住民の要望は多様化しており、それに対応した豊かな生活環境づくり、町づくりが町の目標であると存じます。現在の麻生町におきまして

も、生活環境づくりのための上水道、下水道、し尿処理場の施設の整備、土地改良事業、農業構造改善事業、大和第三小学校建設をはじめ、諸教育施設の完備、公民館、運動広場等、社会教育施設の整備、新しく発足する老人保健法、及び高齢化社会に対応した老人施策、成人病対策を含めた諸福祉向上のための対策農免道路をはじめとする各道路網の整備、念願の北浦架橋の問題等、地域の振興発展のための問題が山積しております。

私たちが議員一同、心を併わせ皆様のご要望を担い、これらの問題に取り組み、地域住民のご意志に添うよう執行部共々、最善の努力を尽くしたいと存じますので、より一層のご支援ご指導を賜りますようお願いいたします。皆様のご健康ご繁栄を祈念いたしまして新年のごあいさついたします。

昭和五十六年度

歳出総額 三十億六千四百七十七万八千円

その外、五名の議員さんの一般質問が行われました。

昭和五十六年度麻生町一般

健康保険特別会計歳入歳出決

議案第五十三号

A 議員

かると思えが、経済課長、建

ゴルフ場内の道路について

調査が中断して

ると思ふか進めていきたい

の折半を受け、かつ、意見の

をえない場合は、別室とする

る。

総務課長 現在実施している

のは、四週五休制である。

し尿処理場が出来る。百mを二百九十万円の予算で、総務課長

議員 参考までに利用状況を見ると、

[illegible]

各論賛成、各論反対という二
委員会を召集した事情をお
建役果長

進めていきたい。
事業の条件整備として、西部D議員

が、どうか。

て推進協議会（会員百二十名）のような発想

C議員
話し合いが平行線（四十六名）がある。
町長
そう

お聞きしたい。
すのでご理解願いたい。
円満に進め

言出来ない。
します。
て、前向き

町長 現在の状況下での明言とを考えておりますので、皆様して執行す

大きな問題である。

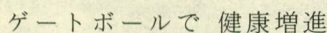
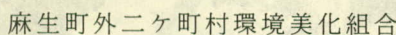
踏まえ、ルールに従って仕事したい。

町長 最も尊敬する地域とし 経済課長 安易に会長名だけ 出来なかつ

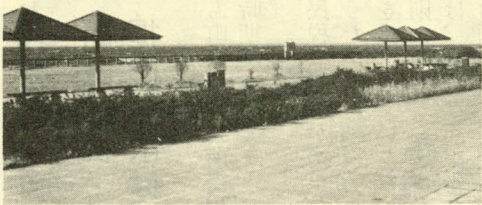
で通知してしまつたことを深町長 当該
要望等についても、地域住民くおわびし、今後このような緊急かつ

の意志を尊重して考えたい。ことがないようじゅうぶん注 D 議員

1
2
3
4
5
6
7
8
9



一般質問



天王崎公園と霞ヶ浦

まだ執行されていないのはどういうことか。

また、補正予算を計上後、当日のうちに不要になったものが印刷が出来ているので、決して欲しいとの要請があったが、こういうことは事務上のミスでは許されない問題であると思うが、どうか。

総務課長 事業の内容によって、執行したいと思っても執行出来ない事業もある。

入札の関係で書類上のミスが起きましたので、今後検討していく。

D議員 印刷物が出来てしまったという理由で、不必要な補正予算の議決を要請することは、執行部としておかしいと思うが、どうか。

総務課長 外の補正予算もあり、係数を訂正する余裕も無く提出してしまつた。

D議員 正当な予算を提出してくるのが事務屋の仕事であると思うが、いかがか。

総務課長 時間的な問題で訂正出来なかつた。今後は、正当な予算に直して提出する。

D議員 監査委員さんに、係数監査、事業監査についてお尋ねしたい。

監査委員 予算が正当かつ妥当に執行されているかどうかの監査をし、執行部に具申することが職務である。

D議員 監査委員さんから具申を受けているならば、時間的に余裕が無かつたということ

とは無いと思うが、どうか。

総務課長 予算の執行については事業内容の関係で、年度の末の三月にならないとはつきりしない点もある。今後、検討していく。

D議員 一般会計から特別会計へ予算を繰出し、町民の要望を予算が無からと断っている。町民は町政に対して、行政執行は町民に對して、理解を示していないと思うが、どうか。

総務課長 一般会計と特別会

一般質問



羽黒山公園

計は、それぞれ独自の運営をするものであると考えます。

町長 補正予算等、行政の執行について、今後じゅうぶんに検討し、慎重に進めていく。

D議員 横の連絡がとれていないから、補正予算の疑問が生じると思うが、どうか。

総務課長 私なりに横の連絡はとれていると思う。今後もじゅうぶんに話し合つて進めていく。

D議員 補正予算の執行については、横の連絡をじゅうぶんととりあつて、補正予算本来の意味を踏まえて、速やかに実施することをお願いします。

次に町民グラウンドの進捗状況についてお尋ねします。

今年度、公有財産の取得費を予算に計上しているが、そのへんの実状を聞きたい。

総務課長 地権者と話し合い代替地を見つけて、承認をもらつた。売渡しには応じてくれるが、税金対策が当面の課題である。

D議員 町民運動場建設の事業採扱はどうなっているか。

教育長 前の計画に基づき、昭和五十七年度中に全体の測量をする。昭和五十八年度に全体の荒造成と野球場一面とテニスコートを三ヶ所を造り、あえず造りたい。

D議員 用地買収は間にあいますか。

総務課長 買収は済むと思うが、代替地の問題が今の段階では見込みがつかない。

D議員 主管課がいくつもあり、分け過ぎていっていると思うが、予算を設定する時、どのように調整していくのか。

教育長 各課で互いに連絡をとりあつて進めて来ている。町長 町になるべく負担がかからないように考慮している。

D議員 横の連絡をじゅうぶんととりあつて、なるべく早い時期に完成させて欲しい。

次に天王崎公園のプランのことですが、最初のプランと現在埋立てをしている所では違いがあるようですが、そのへんのところはどうか。

企画観光課長 建設省、水資源公団の許可の関係で現在の場所へ変更した。

D議員 前の計画では町民プールが出来ると予定でしたが、場所が変わつただけで計画には変更がないのか、お聞きしたい。

町長 国、県の補助金の関係で、一時公園を造っている。

D議員 場所の変更に伴つて新しいプランが無ければ困ると思うが、どうか。

企画観光課長 県民スポーツ公園の補助金をもらつて一応埋立てをして、将来要望があればプール等を造っていく。道路については、現在の道

路があるので、反対側の道路については計画に入つてなかつた。

D議員 それでは道路が行き止りになつてしまふので、船だまりや公園へ行く取付道路を造つて対応しなければどうにもならぬと思うが、どうか。

企画観光課長 建設省の護岸提建設計画の青写真を参考に道路主管課長と協議して対応していく。

D議員 町長さん、どう考えますか。

町長 将来、住民の皆さんが困らないよう計画していく。

D議員 町民プールが一日も早く出来るよう計画を立てて欲しいが、どうか。

企画観光課長 当初、町民プールを造る計画で進めて来た訳ですが、相当な金額がかかることや該当する補助が無かつたので、とりあえず埋立てをした。将来、財政とにらみ合わせて町民プール建設を進めていきたい。

D議員 全体の新しい基本計画を作つて推進して欲しいがどうか。

企画観光課長 早急に作りた

D議員 一般質問で要望した件については、執行部の皆さんにじゅうぶんに理解をいた

だいて執行に当たつて欲しいと思います。

E議員 し尿処理場建設予算は、来年度の当初予算に算入するかどうか、お尋ねしたい。

町長 昭和五十八年度の当初予算に算入して、事業を推進する考えである。

E議員 当初予算に組まないで、基金として積立ててはどうか。

町長 筋論として当初予算に計上する。

E議員 どうにもならない現状であるが、政治生命を賭けて進めていく。

町長 現在、計画は持つてお

でも取り組むかどうか、お尋ねしたい。

町長 誰かがやらなければならぬ問題である。民主政治のルールにのっとり、住民とじゅうぶんに話し合つて進めていく。

E議員 一人でも反対があつたらやらないと聞いているがどうか。

町長 一人でも反対があつたらやしません。一語に話し合つて進めていく。

E議員 し尿処理場の建設予定地の残地について、残地を生かせる建物を建てる計画がありますか。

町長 現在、計画は持つてお

りません。住民と話し合つて決めていく。

E議員 並木敷の道路を整備して、何か生かせる方法はな

いか。

町長 道路の拡張は賛成である。

建設課長 並木敷の道路を改良して利用することは協議したことがある。並木敷を利用して道路を拡張することは可能である。

E議員 道路行政が遅れていると言われているので、道路行政やその外についても、よろしくお願いする。

昭和五十七年度の水田利用再編対策事業は、関係各位のご指導、ご協力によりまして目標面積を上回る実績をあげることが出来ました。改めて感謝申し上げます。

さて、昭和五十八年度は、第二期再編対策の最終年度に当たり、第一期三カ年、第二期二カ年の実施経験を踏まえながら第三期対策への移行を念頭に置き、転作営農の生産性の向上と、その定着化の促進を図ることが重要な課題であります。

三年連続の産米の不作の実情と、これに伴い米の政府在庫水準が著しく低下し、若干の在庫増しを必要としていることから、昭和五十八年度の転作等目標面積については第三期対策への円滑な移行に配慮しつつ、第二期対策の枠組みのもとで、全国において七万七千ヘクタール軽減することになり、茨城県について、第二期目標面積二万二千

水田利用再編対策にご協力を

昭和58年度麻生町転作等目標面積

二百八十三・四ヘクタールに決まる

・四ヘクタールに決定されました。

水田利用再編対策事業の趣旨をご理解のうえ、本対策の円滑な推進と転作の質の向上について、特段のご指導、ご協力をお願いいたします。

なお、麻生町の昭和五十八年度産米前売渡申込限度数量は、うるち米六万五千三百三十三俵二十キロ(前年度よりプラス二千三百七十七俵)、もち米三千三百俵(前年度よりマイナス二百七十七俵)と決まりました。

昭和五十八年

茨城県農業基本調査にご協力をお願いします

麻生町では、昭和五十八年二月一日を調査期日として、「昭和五十八年茨城県農業基本調査」を実施することになりました。

この調査は、県内十七万有余の農家等における、世帯員土地、収穫面積、果樹園面積、施設園芸、家畜等の実態を調査するものです。

調査結果は、「昭和五十八年茨城県農業基本調査結果報告書」として公表し、本県の農業経営の改善と農業行政施策を推進していくための基礎資料として活用されるもので、課税など統計以外の目的に使用することは、法律で固く禁じられておりますので安心して調査員が伺いましたら、この趣旨をご理解いただきよろしくご協力の程お願いいたします。

企画観光課、統計係

電話は相手のつごうを聞いてから話そうね。

心配ごと相談

毎週木曜日
午後1時～3時
麻生町公民館

お気軽にご利用ください。

税務署からのお願い

税金の還付を受けるための申告をされる方は、税務署、町役場税務課に申告用紙を用意しておりますのでご利用下さい。

潮来税務署、所得税第一部門
TEL 02996(6)6931



われら仲間たち

昭和58年麻生町成人式実行委員会 ③



翔べ、わかもの

—はたちの開拓者—

麻生町成人式実行委員会は自分たちの企画で、自分たちの力で、大人になるための記念式典を実施しようと町内の各地区から集まりました。成人としての自覚と教養を高め、社会人としての役割を正しく認識することを目的として、昨年の六月から一月に一度の割合で実行委員会を開催してきました。

活動内容は、成人式のあり方について、先輩たちの生き方を学ぶ、成人式の運営について、現代社会における青年の生きがいなどの講話や話し合いで、そのまわりの場、感想発表の場として成人式をとりあげています。

成人式の係も決まり、それぞれの人が、自分たちの成人式を成功させようと張り切っています。

任期満了(三月十日)に伴う麻生町長選挙の執行について、一月七日の選挙管理委員会に於いて協議いたしました。その結果、二月十二日告示、二月十三日立候補締切、二月十九日投票と決定いたしました。

町長選挙投票日

一月二十九日に決定

地区	指定日	時間	場所
小高	1月26日	午前9時～12時	小高小体育館
行方	〃	午後1時～4時	公民館行方分館
太田	1月27日	午前9時～12時	太田小体育館
大和	〃	午後1時～4時	公民館大和分館
麻生	1月28日	午前9時～12時	麻生町公民館和室

〇入居資格 麻生町に住所を有する者、または勤務場所を有する者のうち、入居資格収入基準額により算定した収入月額が八万七千円以下の者。

〇申込方法 役場建設課に備

町営住宅の入居者を募集

麻生町大字麻生字新池地内に新築中の住宅が二月中に完成する運びとなりましたので次のとおり入居者の募集を行います。

〇種別 第二種住宅

〇建築場所 麻生町大字麻生字新池三九一～一番地。

〇戸数 十戸。

〇構造 軽量鉄骨造平屋建、二戸連続住宅五棟、一戸当たり床面積六〇・五三㎡。

〇家賃 一カ月二万五千円前後。

〇入居資格 麻生町に住所を有する者、または勤務場所を有する者のうち、入居資格収入基準額により算定した収入月額が八万七千円以下の者。

〇申込方法 役場建設課に備

幼稚園児の募集

募集期間

1月16日～31日

昭和五十八年度の町立幼稚園児を、次の要領で募集します。

〇応募資格 一五歳児(昭和五十二年四月二日～同五十三

あとがき

新しい年、一九八三年の初日の出。何年かぶり、早起きをして、拝んだ。なにを祈るか迷ったが、子どものころを思い出して祈った。夢と知りつつ……

自主計算で適正な申告と納税を

町民税・所得税の申告書
提出期限は 3月15日です

今年も町民税(所得税)の申告時期がやってまいりました。

町民税は、町が適正な課税を行うために、納税者から申告書を提出していただくことが原則になっています。申告書は、漏れなく申告されるようお願いいたします。

〇 申告納付相談を行います。医療費控除を受けられる方で、町民課税関係へ「高額医療費支給申請」をして領収書を添付した方は、国保係へ申し出ていただければ領収書を返還いたします。

〇 農業所得の申告方法が、一部変更になりましたので、申告者は注意してください。その他、詳しいことは税務課へお尋ねください。

〇 所得税の確定申告書を提出する方は、町民税の申告は必要ありません。

〇 事業税の該当者で町民税の申告書を提出する方は、事業税の申告は必要ありません。

〇 所得税の確定申告書を提出する方は、町民税の申告は必要ありません。

農業所得申告が一部変更になりました

一部変更になりました

所得税の申告と納税につきましては、常にご協力をいただき、感謝申し上げます。ご承知のように、所得税は納税者が自分で正しい所得金額を計算して、申告と納税を行われてきました。

〇 農業所得につきましては、従来から一般的には、面積による農業所得標準によって申告が行われてきました。

潮来税務署からのお願い

(町民税申告相談の日程表)			
対象地区	期日	時間	会場
太田	2月15・16日	午前9時～午後4時	太田小学校
大和	2月17・18・19・21日	午前9時～午後4時	公民館大和分館
麻生	2月22・23・24・25日	午前9時～午後4時	役場・第二会議室
小高	3月7・8・9日	午前9時～午後4時	南田園都市センター
行方	3月10・11日	午前9時～午後4時	公民館行方分館

(所得税申告相談の日程表)			
対象者	期日	時間	会場
町民税申告者	2月22・23・24・25日	午前9時～午後4時	役場・第二会議室
農業所得者	2月22・23・24・25日	午前9時～午後4時	〃
営農業者	2月24・25日	午前9時～午後4時	〃

対象地区	期日	時間	会場
大和・小高	3月12日	午前9時～午後4時	役場・第二会議室
麻生・太田・行方	3月14日	午前9時～午後4時	〃

「老人保健法」が制定

制定

新しく医療受給者証が交付されます。

昭和五十八年二月一日から老人保健法が施行され、七十歳以上の方には新しく医療受給者証を交付します。

それに伴い現在交付してある「老人医療受給者証」は、昭和五十八年一月三十一日限りで無効になります。

新しい医療受給者証は、左記の日程表のとおり、各地区で交付します。

交付を受ける時には、被保険者証と現在の「老人医療受給者証」を、それに印かんを忘れずにお持ちください。

なお、該当される方には個人あてに通知をします。

医療受給者証交付日程表

地区	指定日	時間	場所
小高	1月26日	午前9時～12時	小高小体育館
行方	〃	午後1時～4時	公民館行方分館
太田	1月27日	午前9時～12時	太田小体育館
大和	〃	午後1時～4時	公民館大和分館
麻生	1月28日	午前9時～12時	麻生町公民館和室

麻生の文芸

俳句

客の来て雑炊冷える厨鍋
冬の蠅の先にまろびけり
雑炊や母の匂いのなつかしく

短歌

日溜りにゲートボールの技競ふ
吾が影長しコートの上に
満場の拍手あびつつ輪をつくり
花笠負いて孫ら踊れり
木枯が身に沁みてきぬ陽だまりを
追いつつ緋入縫いいそぎおり

俚謡

床の飾りも正月さまよ
座敷広々春を待つ
播いちゃいけない噂の種は
広い世間を狭く住む
家はせまくも心は広く
人の噂はきき流し

関 芦江	吉崎 ふみ	諏訪 常子	稲川 良穂	茂木 米	坂本 さだ	宮崎 都女	羽生 晴空	広岡 紫月
------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

戸籍の窓口

おめでとございます

出生者	保護者	住所
山口 智也	勝久	富田
大里 公一	和昭	富田
柳町 清人	照夫	粗毛
松沢 俊介	秀一	粗毛
服部 和代	秀一	粗毛
平野 慈晶	秀一	粗毛
渡辺 祐太	章太郎	麻生
原田 孝一	福司	麻生
片岡 昇	誠司	麻生
永沢 裕子	正夫	矢幡
新堀 祐子	定男	矢幡
東山 裕一	静雄	石神
山口 雅子	秀忠	石神
新堀 昌人	昌美	宇崎
辺田 邦裕	都通	白宮
藤崎 源貴	利夫	新宮
山之内 浩子	利夫	天掛
小室 隆	旭	天掛
椎木 理恵	伸一	天掛
浜田 ひとみ	直道	天掛
石神 紀子	義秀	天掛
真砂野 淳一	良太郎	行方
椎名 智明	明	五町田
鈴木 雅人	啓一	五町田
箕輪 信彦	辰信	小高
箕輪 敦子	誠	小高
信太 秀樹	幹夫	井貝

おくりあし上げます

死亡者	世帯主	住所
羽生 千代	66	麻生
関戸 よし	61	金蔵
岡里 やす	90	光喜
辺田 ちよ	66	好雄
橋本 文吾	48	さた
宮崎 和	53	カッ江
中嶋 操	62	よし
磯山 信子	71	英徳
宮本 フク	82	直方
堀田 恒雄	55	てる
海老沢 のぶ	74	幸雄
大原 まつ	56	勝寛
前川 アサ	81	節治